

名古屋議定書に基づく対応についての特別講演会

『遺伝資源と法規について』

～海外からの動物、植物、微生物等の遺伝資源を適正に研究利用するために～

海外からの動物、植物、微生物等の遺伝資源の取扱いに関する国際的な取り決めである「名古屋議定書」が平成26年10月12日に、50カ国及びEU（欧州連合）の批准をもって発効されております。

一方、日本政府内では、現在、「名古屋議定書」の批准に向けて、国内措置の検討が行われているところです。

「生物多様性条約」及び「名古屋議定書」の下では、『遺伝資源ないしは、遺伝資源に関連する伝統的知識にアクセスする際には、資源提供国の国内法令等に従って当該国の事前同意を得て、相互に合意する条件に基づいた契約を締結した上で、資源の利用から得られる利益を公正かつ衡平に配分すること』のルールが求められております。

なお、遺伝資源には、生物そのものや生物が作る生化学的化合物が含まれ、伝統的知識には、伝統的な生活様式を有する地域住民社会及び地域社会の知識、工夫や慣行が含まれます。更に、アクセスには、研究目的の標本採集や写真撮影、聞き取り調査が含まれ、利益には、金銭的利益を生じない学術論文発表や技術・知識の向上が含まれます。

つまり、海外で野外調査や地域住民への聞き取り調査を行い、それらの成果を学会発表や学術論文、書籍といった形態で発表する全てのプロジェクトが、このルールに拘束される可能性が極めて高いと言えます。

このルールに反した場合は、研究成果の発表などができなくなるなどの不利益を被る恐れがあります。

このような問題を詳しく解説していただくために、国立遺伝学研究所ABS学術対策チームリーダーの森岡 一（もりおか はじめ）博士をお招きして、「生物多様性条約」と「名古屋議定書」の基本原則及び研究機関における適切な体制づくりについて、ご講演をいただくこととしております。